

## さのまる15周年記念「さのまる衣装デザインコンテスト」応募要領

以下の内容に同意の上、応募してください。

### 1. 募集内容

佐野ブランドキャラクター「さのまる」が着用する衣装のデザインを募集します。

### 2. 募集テーマ

「あなたが着せたいさのまる衣装」

### 3. 応募方法

(1) 応募用紙にデザイン（フルカラー）、必要事項を記入し、提出

(2) メールもしくは郵送、持参により提出

※メールでの応募の場合は、件名を「さのまる衣装デザインコンテスト」とし、デジタル画像を添付してください。

※デジタル画像の添付は、PDFファイルまたはJPGファイルとし、サイズは2MBまでとしてください。

※必要事項：①応募者氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤衣装タイトル、⑥ペンネーム、⑦衣装デザインの説明

※一人何点でもご応募できますが、一つの応募用紙、メールにつき一点とします。

※FAXは受け付けておりません。

### 4. 応募期間

令和8年6月1日から令和8年7月31日まで

### 5. 応募資格

さのまるが好きな方ならどなたでも。居住地不問。

### 6. 受賞作品

最優秀賞 1名（実際に製作してさのまるが着用、  
佐野市特産物及びさのまるグッズ）

さのまる賞 10名（さのまるグッズ）

### 7. 審査方法

さのまるイベント事業運営委員会が定める方法で審査を行います。

## 8. 結果発表

令和8年9月中旬頃、入賞者に通知し、さのまる公式HP及びさのまるSNSに掲載して発表する予定です。

## 9. 応募にあたっての注意事項

(1) 応募作品は、さのまる公式HPに掲載する場合があります。本市が開催趣旨にそぐわないと合理的に判断する作品の応募は無効とします。

(2) 応募作品を佐野市ホームページ及び佐野市が運用するSNSに掲載する場合、応募者に対して個別にお知らせすることはありません。

※必要事項における、応募者氏名、応募者年齢、住所、電話番号、メールアドレスは公表いたしません。

※未成年者が応募する場合には、保護者の同意を得た上で応募してください。応募時点で保護者の同意を得たものとみなします。

(3) 応募作品(最優秀賞受賞作品を除く)の著作権は応募者本人に帰属します。また、応募者は、佐野市に対して、佐野市ホームページ及び佐野市が運用するSNSへの掲載など、さのまる及び佐野市のPRを目的とした応募作品の無償使用を許諾するものとし、当該使用に関し、著作者人格権を行使しないものとし、

(4) 最優秀賞に選ばれた作品の応募者は、佐野市に対して、最優秀賞受賞決定時に応募作品の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及び関連する権利(二次使用权、商品化権、放送権その他一切の権利を含みますが、これに限られません。)を譲渡するものとし、その著作者人格権を行使しないものとし、上記譲渡に関しては、佐野市と受賞応募者との間で別途書面を作成します。

(5) 最優秀賞作品をさのまるの衣装制作のデザイン案として使用する際は、デザインの補正・修正をさせていただくことがあります。

(6) 応募作品の郵送代などの経費は、応募者の負担とします。

(7) 応募作品は、返却いたしません。

(8) 応募により取得した個人情報は、本事業における以下の目的のために使用します。

①本コンテストの運営（審査、連絡、賞品発送）

②広報（受賞者の氏名又はペンネームの公表等）

※主催者は、取得した個人情報を適切に管理し、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

(9) 応募者は次の各事項を表明し保証するものとします。

①応募作品は、応募者自身のオリジナルであり、国内外で未発表であること

②応募作品が、第三者の有する一切の権利又は法的利益を侵害しないものであること

(10) 本市は、応募者が応募した作品や掲載時に示された情報により生じる応募者本人および第三者の損害に対し、その一切の責任を負いません。

(11) 以下の内容に当てはまるデザインはご遠慮ください。該当する場合は応募を無効とします。

①佐野市の名誉・信用を傷つける内容

②本企画の意図と異なる内容

③その他、佐野市が不適切と判断する内容

④公序良俗又は法令、もしくは、9.応募にあたっての注意事項に定める事項に反し、又はそのおそれのある内容